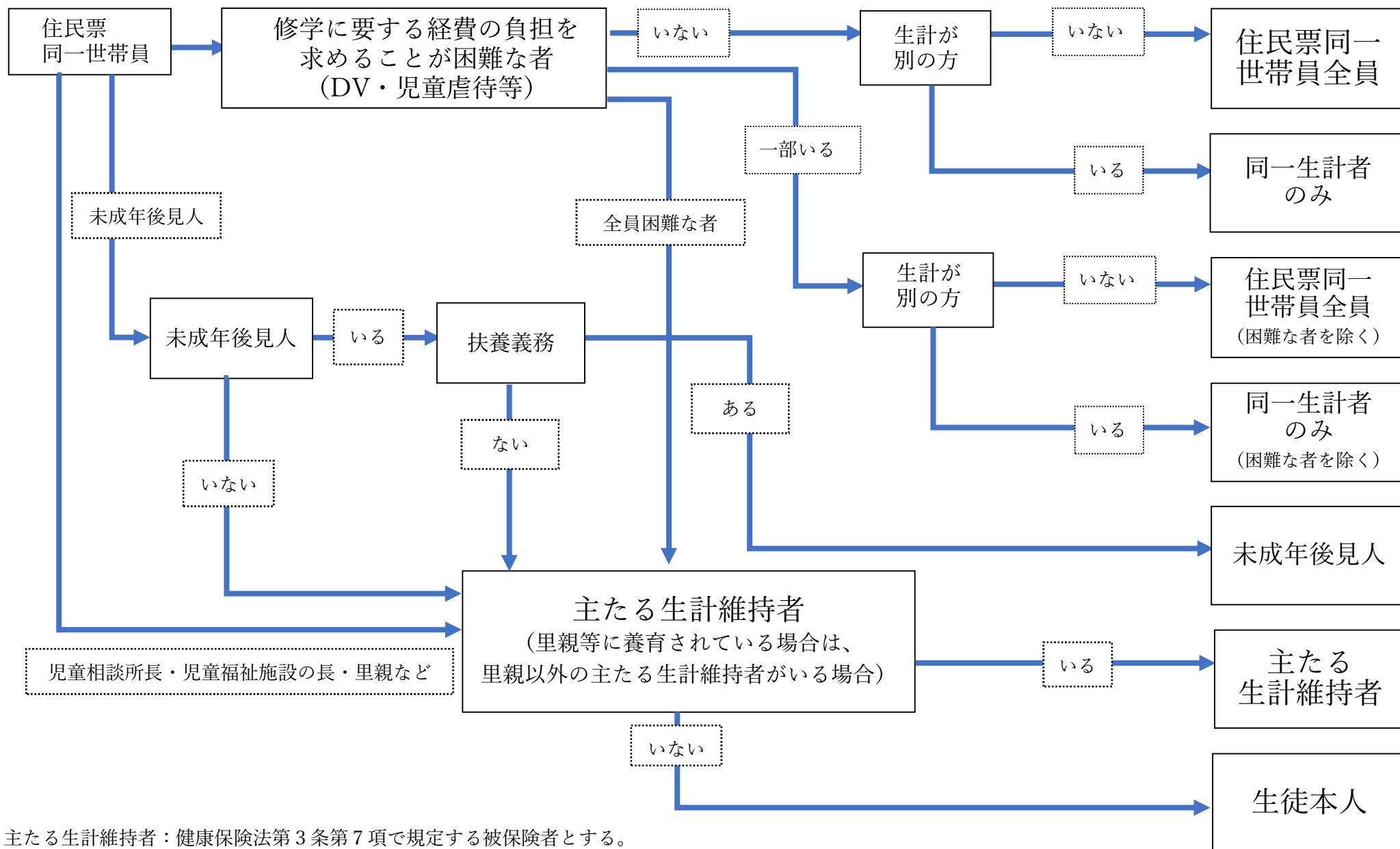


<深谷市奨学資金の経済要件に算入する者の判断基準について>

原則住民票同一世帯内で判断する。(ただし、親権者が単身赴任等の理由により別世帯となる場合は、別世帯であっても判定に加える。)



主たる生計維持者：健康保険法第3条第7項で規定する被保険者とする。